

英国の ECCTA に基づく詐欺防止不履行罪の概要及び留意点

企業法務 & ヨーロッパニュースレター

2025 年 1 月 31 日号

執筆者:

[益田 美佳](#)

m.masuda@nishimura.com

目次

- I 英国の ECCTA に基づく詐欺防止不履行罪の概要
- II 詐欺を防止するために企業が実施すべき合理的措置の概要
- III 違反した場合の罰則等
- IV 日本企業における留意事項

I 英国の ECCTA に基づく詐欺防止不履行罪の概要

1. 概要

英国において、2023 年に The Economic Crime and Corporate Transparency Act 2023（以下「**ECCTA**」という。）が制定されたところ、ECCTA において、詐欺防止の不履行に関する犯罪（failure to prevent fraud offence。以下「**詐欺防止不履行罪**」という。）が規定され、これにより、対象企業が、虚偽の情報開示による詐欺、情報開示の懈怠による詐欺、及び地位の濫用による詐欺等の詐欺を防止するために合理的な措置を実施することが要請されることとなった。

これに関して、2024 年 11 月に英国政府よりガイダンス（以下「**ガイダンス**」という。）が発行され、対象企業は、**2025 年 9 月 1 日までに詐欺を防止するために合理的な措置を実施することが求められることが明らかとなった**。詐欺防止のために実施すべき合理的措置が何かについては ECCTA やガイダンスにおいて明確な定義はなされていないものの、ガイダンスにおいて一定程度詳細な解説がなされている。実務上、詐欺防止のための合理的な措置としては、詐欺防止のための社内規定の策定、リスクアセスメントやデューデリジェンスの実施、従業員に対するトレーニングの実施等が想定されている。

ECCTA に基づく詐欺防止不履行罪は、英国外の企業にも適用されるため、グローバルに事業を展開する日本企業については、その**日本本社に対しても、（英国子会社の有無にかかわらず）適用要件を満たせば ECCTA に基づく詐欺防止不履行罪が直接適用されうる点に留意が必要となる**。

このため、グローバルに事業を展開する日本企業においては、まずは自社及びグループ会社が ECCTA の詐欺防止不履行罪の適用対象になるかの確認をするべきであると考えられる。その上で、対象企業は、詐欺防止のための合理的な措置を 2025 年 9 月 1 日までに実施するべきであると考えられる。

なお、イギリスに子会社がある日本企業については、英国との何らかのつながり（UK Nexus）があるという要件を満たしやすいため、より慎重な検討及び確認が求められると考えられる。

詐欺防止のための合理的措置を実施することで、対象企業は詐欺防止不履行罪に対する抗弁を有することに

なると考えられるため、グローバルに事業を展開する企業においては、グローバルコンプライアンスの観点から、詐欺防止不履行罪に関する確認及び検討を適切に行っておくべきであると考えられる。

2. 適用対象

詐欺防止不履行罪は、以下の条件を満たす「大規模企業」及びその子会社に適用される。

- ① 大規模企業（“Large organisation”）。大規模企業とは、犯罪が実行された年の前の会計年度において、以下の条件のうち2つ以上を満たす法人又はパートナーシップである。
 - (i) 従業員数が250人超、(ii) 売上高が£36m超、及び(iii) 資産が£18m超。又は
- ② グループの親会社。グループ会社が合計して上記の条件を満たしている場合、グループの親会社自体が「大規模企業」となる。

上記要件について、英国に地域を限定する要件は存在しないため、**英国外で設立された企業にも適用される**ことに留意が必要となる。

さらに、上記要件は、個々の会社ごとに要件を満たすかが判断される。すなわち、自社の英国子会社が適用対象であるかどうかに関わらず、日本企業の日本本社が直接詐欺防止不履行罪の適用対象となりうる。また、英国子会社を持たない日本企業の日本本社であっても、要件を満たせば直接適用対象となる。

但し、ECCTAに基づく詐欺防止不履行罪を構成するためには、**英国との何らかのつながり（UK Nexus）が必要**となる。UK Nexus とは、①詐欺罪を構成する行為のうち少なくとも一つが英国にて行われたこと、又は②実際の利益又は損失が英国において生じたこと等であると考えられている。

3. 詐欺防止不履行罪の概要

対象企業に関して、①関連当事者によって、②詐欺が実行され、③詐欺によって対象企業（又は顧客）の利益が企図されている場合には、④**詐欺防止のための合理的措置が取られていない限り**、詐欺防止不履行罪を構成することとなる。

- ① について、詐欺防止不履行罪は、対象企業の関連当事者によって行われる必要があり、関連当事者とは、従業員、エージェント、子会社、及びサービスプロバイダー等を指す。
- ② について、詐欺には、虚偽の情報開示による詐欺、情報開示の懈怠による詐欺、地位の濫用による詐欺、不正にサービスを享受することによる詐欺、及び欺罔的なビジネスに加担することによる詐欺等が含まれるものであり、特定の詐欺犯罪を指す。
- ③ について、詐欺によって、対象企業又はその企業の顧客（すなわち、その企業がサービスを提供する者）のいずれかの利益に資する必要がある。ガイダンスでは、これが広範な要件であることが示唆されており、例えば、その者の利益になることが詐欺犯の主な動機である必要はないとされている。
- ④ については、対象企業が詐欺防止のための合理的な措置を取ることで、詐欺防止不履行罪に問われることに対する抗弁となることを意味している。すなわち、対象企業が、もし仮に詐欺防止不履行罪に問われたとしても、詐欺防止のための合理的な措置を実施したことを証明

すれば、詐欺防止不履行罪を免れられうると考えられている。

Ⅱ 詐欺を防止するために企業が実施すべき合理的措置の概要

ECCTA に基づく詐欺防止不履行罪に関して、何が詐欺防止のための合理的措置かについては法律上定義されていないものの、2024 年 11 月に英国政府より発行されたガイダンスにおいて、一定程度解説がされている。

ガイダンスを参照した上で、詐欺を防止するために企業が実施すべき合理的措置として、実務上、例えば以下のような内容が想定されている。

- ① **詐欺防止のための合理的措置に関する導入プランの策定**： 詐欺防止のために企業が実施する措置の概要、手順、及びタイムライン等を定めた導入プランの策定
- ② **詐欺防止の遵守のための社内規定の策定**： 企業が詐欺防止を遵守するために講じる措置、役割、責任、評価、デューデリジェンス、トレーニング措置に関する事項を定めた社内規定の策定
- ③ **リスクアセスメント**： 企業の詐欺防止不履行罪のリスクレビュー手順の一環として、リスクアセスメントの実施
- ④ **デューデリジェンスの実施**： 詐欺防止の遵守に関連して、関連当事者に対して聞き取りを行う等のデューデリジェンスを実施
- ⑤ **第三者との契約における手当**： 詐欺防止の遵守のために、第三者との間の契約や標準フォームの取引条件において、詐欺防止の遵守に関する規定を挿入
- ⑥ **訓練（トレーニング）**： 詐欺防止の遵守に関して、想定されるシナリオやコンプライアンス措置に関する訓練を、企業の従業員等に対して実施

ECCTA 及びガイダンスでは、詐欺防止のための合理的措置が何かを明確に定義しておらず、例えば何が「法的に実施が義務付けられている措置」であるかや、何が「実施することが望ましい措置」であるか等を述べていない。このため、上記①乃至⑥の措置は、これらの措置をとれば必ず「合理的措置」を取ったといえるというものではなく、英国における実務上、詐欺防止のための合理的措置として導入することが議論され、想定されている措置であることに留意が必要である。

もっとも、最終的には政府や裁判所の判断や解釈に委ねられる可能性はあるものの、対象企業としては、上記に挙げたような合理的な措置や対策を実施すればするほど慎重な対応となり、合理的措置を実施したといえる方向に近づくものと考えられる。

なお、上記②に関しては、UK Bribery Act に基づく贈賄防止に関する社内規定が参考にはなるものの、法令の内容や対象事項の性質が異なるため、既存の贈賄防止に関する社内規定を改訂するのではなく、詐欺防止の遵守のための社内規定を新たに作ることが望ましいと考えられる。

Ⅲ 違反した場合の罰則等

ECCTA に基づく詐欺防止不履行罪に違反した場合には、対象企業は罰金刑（金額制限なし）を受ける可能性がある。もっとも、違反に関して、取締役等の個人の責任は追及されないと考えられている。

詐欺防止不履行罪は、対象企業に対して厳格責任を問う犯罪であり、対象企業が同罪の責任を負うためには

詐欺行為が行われたことを**認識する必要はない**と考えられている。

IV 日本企業における留意事項

ガイダンス発行日から 2025 年 9 月 1 日までが、対象企業が合理的な措置を実施するための猶予期間として設定されており、対象企業は、当該期間中に上記 II で述べたような合理的な措置を実施するべきであると考えられている。

このため、グローバルに事業を展開する日本企業においては、まずは自社及びグループ会社が、ECCTA に基づく詐欺防止不履行罪の適用対象に入るかの確認を実施すべきであると考えられる。

以上の通り、日本企業の日本本社であっても、適用要件を満たせば、詐欺防止不履行罪が直接適用される点に留意が必要となる。

さらに、イギリスに子会社がある日本企業については、UK Nexus の要件を満たしやすいため、慎重な検討及び確認が求められると考えられる。

その上で、**適用対象となる企業は、詐欺防止のための合理的措置の内容や、措置の導入に関するタイムラインの確認を実施し、2025 年 9 月 1 日までに、上記で述べたような、詐欺防止のための合理的な措置を実施するべきである**と考えられる。

この点に関して、ECCTA、詐欺防止不履行罪、及び対象企業が詐欺防止のために実施すべき合理的措置の詳細については、個別事案に応じた適切な検討及び調査が必要になるため、現地の最新の法令及びプラクティスに精通した弁護士に相談することが望ましいと考えられる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com